

医療法人 馨仁会

グループホーム花トピア可児 介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、医療法人 馨仁会が設置する 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム花トピア可児」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営と利用者がより充実した人生を送れるよう支援することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本事業は、要介護者であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ)について、共同生活住居において家庭的な環境の下で掃除、洗濯、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することとする。

(運営方針)

第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに介護保険法に係る厚生労働省令公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。

3 利用者の心身の状況を踏まえ、各自が役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 各サービスの質の向上を図るため、年1回、サービスの自己評価及び外部評価を行いその結果を公表する。

5 家族との結びつきを重視するとともに、関係市町、地域との連携を図るため、運営推進会議を設置する。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りである。

- (1) グループホーム花トピア可児
- (2) 岐阜県可児市瀬田1646-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名(常勤・兼務)

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 管理者は、業務に支障の無い限り他の業務との兼務ができるものとする。

2 介護支援専門員 1名(非常勤・兼務)

- (1) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 介護計画は、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- (3) 介護計画の内容等について、利用者又はその家族に対し説明するものとする。説明後、計画書1部を渡し、施設控えに捺印して頂く。

3 従業者 人員基準に満たす範囲で9人以上

- (1) 従業者は、家庭的な環境、雰囲気を確認し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が生き生きとした共同生活を送れるよう、援助方法の創意工夫に努める。
- (2) 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 従業者は、当該利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急止むえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限してはならない。
- (4) 従業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (5) 従業者は、事業に支障のないかぎり他の業務との兼務ができるものとする。

(利用定員)

第6条 本事業所の定員は、9名とする。

(事業所のサービス)

第7条 事業所のサービス内容は、次の通りとする。

- (1) 夜勤時間帯の勤務を行う従業者は、常時1名とする。
- (2) 夜勤時間帯を除く時間帯に勤務する従業者は、利用者数3名につき常時1名以上とし、またはその端数を増すごとに1名以上を増員する。
- (3) 夜勤時間帯を除く時間帯に勤務する従業者のうち、1名以上を常勤職員とする。
- (4) 本事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、以下のサービスを行う。
 - ① 利用者の心身の状況をよく把握し、明るく楽しい共同生活を提供する。
 - ② 利用者の自立を支援するため、掃除、洗濯、食事の準備、その他生活上必要な作業等、それぞれの利用者に見合った役割が持てるように働きかける。
 - ③ 利用者の残存機能を引き出し、記憶を蘇らせ自信を取り戻せるよう、温かく愛情を持って接する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 本事業所の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の一部として、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用項目は次の通りとする。

- (1) 管理費
- (2) 食材料費
- (3) 理美容代
- (4) おむつ代
- (5) その他、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常費用となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 本事業は、要介護者であって認知症の状態であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 利用者が共同生活を営むことが困難となった場合で、他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保健施設、病院又は診療所等への転居、入所等が適切であると判断された場合は退居するものとする。
- 3 本事業所は、利用者の退居に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供サービス提供者と密接な連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

- 第10条 本事業は、非常災害に備えて災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、基本訓練（消火・通報・避難）は、年2回実施する。うち1回は夜間を想定した訓練とする。
- 2 非常災害用設備の使用方法を徹底する。

(衛生管理)

- 第11条 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に給する水について衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症対策委員会を定期的で開催する。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等)

- 第12条 本事業所は、当該利用又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その様態及び期間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(虐待防止等)

- 第13条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止対策に関する指針を整備する。
 - (2) 虐待防止委員会を定期的で開催する。
 - (3) 虐待防止対策のために職員研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第14条 本事業所は、職場におけるハラスメントを防止するための規程を定め、相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 本事業所は、利用者の定員及び居室の定員を越えて入居させてはならない。ただし災害その他止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 2 本事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を他に漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後においても同様とする。
- 3 本事業所は、介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。
- 5 本事業所は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒んではならない。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者に定める。

(付則)

- 1 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日に改定する。
この規程は、平成21年 4月 1日に改定する。
この規程は、平成21年 6月 1日に改定する。
この規程は、令和2年 1月21日に改定する。
この規程は、令和4年 1月1日から施行する。